

公 告

聖 隷 健 康 保 険 組 合
理事長 青 木 善 治
(公印省略)

当健保組合の規約の一部を変更したため、健康保険法施行令第3条第2項に基づき
公告します。

組合規約の改正内容

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(<u>一般保険料等額 (うち一般保険料分) の負担割合</u>)</p> <p>第44条 <u>一般保険料等額 (うち一般保険料分)</u> の97.2分の49.6は事業主、97.2分の47.6は被保険者において負担する。</p>	<p>(一般保険料の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料額の97.2分の49.6は事業主、97.2分の47.6は被保険者において負担する。</p>
<p>(<u>子ども・子育て支援金額の負担割合</u>)</p> <p>第45条の3 <u>子ども・子育て支援金額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(調整保険料額の負担割合)</p> <p>第46条 調整保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。(小数点第4位を四捨五入する。)</p>	<p>(調整保険料の負担割合)</p> <p>第46条 調整保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。(小数点第4位を四捨五入する。)</p>
<p>(予備費の費途)</p> <p>第49条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 保険給付費2. 納付金3. 保健事業費4. 財政調整事業拠出金5. 事務所費6. 還付金7. 雑支出8. <u>営繕費</u>	<p>(予備費の費途)</p> <p>第49条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 保険給付費2. 納付金3. 保健事業費4. 財政調整事業拠出金5. 事務所費6. 還付金7. 雑支出

<p><u>9. 連合会費</u></p> <p>(略)</p> <p><u>③子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>1. 子ども子育て支援納付金</u></p> <p><u>2. 還付金</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第50条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の6分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>1. 郵便貯金</p> <p>2. 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）</p> <p>(略)</p> <p>② <u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第50条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の6分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>1. 郵便貯金</p> <p>2. 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）</p> <p>(略)</p> <p>② 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。